

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

| 有害使用済機器保管等届出書 | |
|---|---|
| 年 月 日 | |
| 神戸市長 殿 | 申請日を記入 |
| 届出者 | |
| 法人の場合は、本店の所在地・名称等を記入。 | 住所 ○○県○○市○○町○-○-○ 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 (○○○)○○○-○○○○ |
| 代表者印は不要 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 | |
| 事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。） | 有害使用済機器の品目： 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 4 プラズマ式及び液晶式のテレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） 12 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 13 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（ユニット形エアコンディショナーを除く。） 処理の区分 保管のみ・保管及び処分（再生を含む） |
| 事務所及び事業場の所在地等 | 事務所：神戸市○○区○○町○-○-○電話番号：(○○○)-○○○-○○○○ 事業場 ①神戸市○○区○○町○-○-○ 電話番号 (○○○)-○○○-○○○○、面積 ○○m ² ②神戸市○○区○○町○-○-○ 電話番号 (○○○)-○○○-○○○○、面積 ○○m ² |
| 保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。） | ①保管場所所在地：神戸市○○区○○町○-○-○ 面積：○○m ² 、 品目：2 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 12 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 保管量：○○m ³ 、積上最高高さ：○○m ②保管場所所在地：神戸市○○区○○町○-○-○ 面積：○○m ² 品目：4 プラズマ式及び液晶式のテレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） 13 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（ユニット形エアコンディショナーを除く。） 保管量：○○m ³ 、積上最高高さ：○○m |

| | |
|---|--|
| 処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目 | なし |
| 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力 | 施設の種類：保管施設 数量：2 設置場所：①神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 ②神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 設置年月日：令和〇年〇月〇日 処理能力：①保管面積〇〇m ² 、保管量：〇〇m ³ ②保管面積〇〇m ² 、保管量：〇〇m ³ |
| ※事 務 処 理 欄 | |

(第2面)

| | | |
|--|---------|-----|
| 届出者（個人である場合） | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | 住 所 |
| | | |
| (法人である場合) | | |
| (ふりがな) 名 称 | | 住 所 |
| | | |
| 法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合） | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | 住 所 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 備考 | | |
| 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。 | | |

(欄が不足する場合にはコピーして記入)

事業計画の概要

(1) 取り扱う有害使用済機器

(有害使用済機器の品目、受入予定量、受入予定先事業者)

| | 品目※1 | 取り扱う機器※2 | 受入予定量 (t/月) | 受入予定先事業者 | 受入先事業者の所在地 |
|----|------|----------------------|-------------|----------|--------------|
| 1 | 2 | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 | 10 | 株式会社□□ | 〇〇県〇〇市〇〇町□-□ |
| 2 | 4 | プラズマ式及び液晶式のテレビジョン受信機 | 5 | 株式会社◇◇ | 〇〇県〇〇市〇〇町◇-◇ |
| 3 | 12 | ジャー炊飯器、電子レンジ | 1 | 株式会社□□ | 〇〇県〇〇市〇〇町□-□ |
| 4 | 13 | 扇風機 | 0.5 | 株式会社◇◇ | 〇〇県〇〇市〇〇町◇-◇ |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

※1 品目については、別紙の有害使用済機器の品目一覧の(1)～(32)のいずれかの番号を記入する。

※2 機器については、テレビ、エアコン、冷蔵庫、ノートパソコン、プリンタ、スマートフォン等の具体的な製品名を記入する。

(2) 取り扱う有害使用済機器の保管場所等

(有害使用済機器の品目、保管場所、処理の方法)

| | 品目※ | 保管場所 | 処理の方法 (いずれかに○) | 予定持出先 | 予定持出先の所在地 |
|----|-------|--------------------|-------------------|---------|--------------|
| 1 | 2, 12 | 神戸市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇 | 保管・処分 | 株式会社■■■ | 〇〇県〇〇市〇〇町■-■ |
| 2 | 4, 13 | 神戸市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇 | 保管・処分 | 株式会社◆◆◆ | 〇〇県〇〇市〇〇町◆-◆ |
| 3 | | | 保管・処分 | | |
| 4 | | | 保管・処分 | | |
| 5 | | | 保管・処分 | | |
| 6 | | | 保管・処分 | | |
| 7 | | | 保管・処分 | | |
| 8 | | | 保管・処分 | | |
| 9 | | | 保管・処分 | | |
| 10 | | | 保管・処分 | | |

※ (1)に記入した有害使用済機器の品目ごとの番号

有害使用済機器の品目一覧表

- (1) ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- (2) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- (3) 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- (4) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - ①プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
 - ②ブラウン管式のもの
- (5) 電動ミシン
- (6) 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- (7) 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- (8) ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- (9) 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- (10) フィルムカメラ
- (11) 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- (12) ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- (13) 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- (14) 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- (15) 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- (16) ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- (17) 電気マッサージ器
- (18) ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- (19) 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- (20) 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- (21) 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- (22) 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
- (23) ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- (24) デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- (25) デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- (26) パーソナルコンピュータ
- (27) プリンターその他の印刷用電気機械器具
- (28) ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- (29) 電子書籍端末
- (30) 電子時計及び電気時計
- (31) 電子楽器及び電気楽器
- (32) ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

施設の処理方式、構造及び設備の概要

| | | | |
|-------------|--------------|---|--------------------------------------|
| 事業場の概要 | | (1) 敷地面積 | ①00m ² 、②00m ² |
| | | (2) 有害使用済機器保管場所の面積 | ①00m ² 、②00m ² |
| | | (3) 有害使用済機器処分又は再生を行う場所の面積 | ①0m ² 、②0m ² |
| 建物所有者の住所・氏名 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 | |
| 土地所有者の住所・氏名 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇 〇〇 | |
| 施設 | 処理方式 | ※保管、処分又は再生方法等について記入してください。 屋内保管及び屋外保管 | |
| | 設備の概要 | ※解体、破砕、せん断、圧縮等に伴う設備があればメーカー・型番等を記入してください。 なし | |
| | 構造 | ※建屋内の場合、建物の構造を記入してください。(例：鉄骨スレート葺 3 階建内) 鉄骨スレート葺 3 階建内及び屋外保管 | |
| 保管の概要 | 囲いの設置について | 有害使用済機器の保管に当たっては、施設に係る土地の周囲に囲いを設置します。また、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、1 日 1 回以上点検し、破損が認められた場合には、直ちに修復します。 | |
| | 掲示板の設置について | 有害使用済機器の保管等に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さを表示した掲示板を設置します。 | |
| | 保管の高さについて | ※容器を用いずに屋外で保管する場合は記入してください。 屋外で容器を用いずに保管する場合は、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて法で定められた高さを超えないようにします。 | |
| | 土壌・地下水汚染防止対策 | ※保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は記入してください。 有害使用済機器の保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染の恐れがあれば、敷地の周囲に雨水排水溝の設置、床面のコンクリート敷設、油水分離槽の設置等の措置を講じます。 | |
| | 飛散・流出防止対策 | ※容器を用いずに屋外で保管する場合は記入してください。 屋外で容器を用いずに保管する場合は、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出する恐れがないよう、フェンスを設ける等の措置を講じます。 | |
| | 生活環境の保全対策 | 有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響を及ぼさないようにします。 | |

| | | |
|--|-------------------|---|
| | <p>火災・延焼の防止対策</p> | <p>有害使用済機器の保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものを分別し、保管高さを一定程度に制限し、有害使用済機器の一の保管の単位の面積を 200 m²以下とし、隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔を 2m以上とします。</p> <p>また、日常において災害発生防止のために訓練を実施し、年1回以上、全社的な防災訓練を実施します。</p> |
| | <p>公衆衛生の保全対策</p> | <p>有害使用済機器の保管等に当たっては、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行い、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにします。</p> |

※ 設備の概要で解体、破碎、せん断、圧縮等に伴う設備を記入された場合は、カケが・仕様書等を添付してください。